

いわき甲子園プロジェクト実行委員会会則

(設置)

第1条 本会は、いわき甲子園プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、スポーツ（野球）を通して、地域課題である若者の地元回帰の定着化実現に向け、市内の競技団体、行政が協働で事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小中高および地域の連携により甲子園を目指せる環境整備を行うこと。
- (2) シビックプライドを醸成すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる組織・団体等に所属する者をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長は、いわき市長をもって充てる。
- 3 副会長は、いわき市体育協会会長および会長が指名する委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。
- 4 監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(総会)

第8条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) いわき甲子園プロジェクトの事業に係る総合的な計画に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、いわき甲子園プロジェクトの事業に係る重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数が出席しなければ開会し、議決することができない。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長が必要と認めるときは、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その権限に属する事項について、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(専門委員会の設置)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、委員の中から専門委員長を選任し、総会から付託された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第7条の規定を準用する。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、いわき市観光文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、寄附金、参加料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 7 月 2 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の委員の任期は、第 7 条の規定にかかわらず、実行委員会が設立された日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 3 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、実行委員会が設立された日から翌年の 3 月 31 日までとする。

別表 1（第 4 条関係）

No.	所属組織・団体名等	役 職
1	いわき市	会 長
2	いわき市体育協会	副会長
3	公益財団法人全日本軟式野球連盟 福島県野球連盟 いわき野球連盟	
4	公益財団法人日本野球連盟 福島県野球協会	
5	マスターズ甲子園	
6	南東北大学野球連盟 東日本国際大学 硬式野球部	副会長
7	福島県高等学校野球連盟	
8	福島県高等学校野球連盟いわき支部	
9	いわき市中学校野球 磐球会 (いわき野球連盟専門部会)	
10	いわき市中学校体育連盟 軟式野球専門部	
11	日本少年野球連盟 いわきボーイズ	
12	日本リトルシニア中学硬式野球協会 いわきリトルシニア中学硬式野球団	
13	いわき学童野球連合会	
14	福島県リトルリーグ野球協会	
15	いわき市ソフトボールスポーツ少年団協議会	
16	いわき市スポーツ少年団本部	監 事
17	公認会計士、税理士	監 事